

特集 日本・ブラジル 消費者法の現状と展望（二）

## 日本版クラスアクションの立法について

三 木 浩 一

- 一 はじめに
- 二 日本版クラスアクションの仕組み
- 三 日本版クラスアクションの対象事案
- 四 一段階目の手続
- 五 二段階目の手続

### 一 はじめに

現在、わが国の政府（担当官庁は、消費者庁）は、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」という法案を二〇一三年度の通常国会に提出するべく、その準備を行っています<sup>(1)</sup>。この法案は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するために、内閣総理大臣

の認定を受けた特定適格消費者団体が、被害者である消費者に代わって訴えを提起することを認めるもので、一般には「日本版クラスアクション」と呼ばれることもあります。

この日本版クラスアクションですが、いわゆる「二段階型」の仕組みをもった集合訴訟制度です。すなわち、まず、一段階目では、特定適格消費者団体がみずからの判断で訴えを提起して、被告とされた事業者が特定範囲の消費者一般に対して金銭を支払う義務を負うことを判決によって確認します。つまり、一段階目は、共通争点である被告の責任の有無を確定する手続です。次に、二段階目では、一段階目で確認された被告の責任を前提として、それぞれの消費者の債権について判断します。すなわち、二段階目は、一段階目の手続を追行了した特定適格消費者団体が、手続への加入を希望するそれぞれの消費者から授權を受けて、消費者ごとに異なる個別争点を審判する手続です。こうした二段階型の集合訴訟の仕組みは、比較法的には、ブラジルの集団訴訟制度にみられるものです。わが国で、二段階型の集合訴訟制度が採用されるに至った経緯は、概略、以下のとおりです。

まず、二〇〇八年一月に、消費者被害を集団的に回復するための新しい訴訟制度を検討するために、内閣府国民生活局長の私的研究会として、「集団的消費者被害回復制度等に関する研究会」が組織され、その座長には私が就任しました。同研究会は、わが国における現行制度や諸外国の制度および運用状況などを調査し、二〇〇九年八月に報告書を取りまとめましたが、<sup>(2)</sup>その中では、ブラジルが採用する二段階型が、有力な選択肢の一つとされました。次いで、二〇〇九年九月一日に消費者庁が発足し、それに伴って内閣府国民生活局は廃止されたことから、関係業務を引き継いだ同庁は、二〇〇九年一月に、「集団的消費者被害救済制度研究会」を立ち上げました。この研究会の座長も、やはり、私が拝命しました。

「集団的消費者被害救済制度研究会」は、「集団的消費者被害回復制度等に関する研究会」の研究成果を基礎として、さらに、集団的消費者被害救済制度に関する調査と研究を進め、将来の立法作業を見据えて一定の論点整

理を行いました。また、その会議における資料を得ることなどを目的として、消費者庁は、わが国にとって参考となり得る消費者被害救済制度を有している各国に調査団を派遣し、立法の経緯や運用状況などに関する調査を行いました。その中にはブラジルも含まれていました。具体的には、消費者庁から「財団法人比較法研究センター」に委嘱がなされ、二〇〇九年一月一六日から同月二二日にかけて、サンパウロとブラジルアにおいて、関係官庁、消費者団体、法律事務所、大学教授などを対象に調査が行われました。この調査には、私も加わり、また、この会場におられるワタナベ先生やニノミヤ先生には、大変お世話になりました。こうした調査の結果は、「集团的消費者被害救済制度研究会」の報告書に盛り込まれました<sup>3)</sup>。この報告書では、わが国が採用すべき集合訴訟の形態として複数の選択肢が示されましたが、研究会の内部では二段階型が有力であるとの認識がすでに共有されていました。

そして、二〇一〇年一〇月、政府原案の基礎を作るために、消費者委員会に「集团的消費者被害救済制度専門調査会」が設置され、早稲田大学の伊藤眞教授が座長に、私が座長代理に就任しました<sup>4)</sup>。この専門調査会の段階では、すでに制度設計の基本は実質的には二段階型に絞り込まれており、議論の中心は、二段階型をとった場合の技術的な問題点の調整に注がれました。このような経過をたどり、二〇一一年八月、同専門調査会の報告書が取りまとめられました<sup>5)</sup>。そして、この報告書の内容をベースとして、消費者庁において今回の法案が作られました。

## 二 日本版クラスアクションの仕組み

### 1 制度の概要

このように、日本版クラスアクションは未だ法案の段階ですが、今年度中の成立が見込まれています。そこで、この制度の概要からみていきたいと思います。まず、基本的な制度設計ですが、先ほどから述べておりますように、ブラジルの制度と同様の二段階型が採用されています。その二段階の手続のうち、最初の一段階目の手続は、「共通義務確認訴訟」と呼ばれます。これは、その名のとおり、共通争点である被告の責任を確定することを目的とする確認訴訟です。次に、二段階目の手続ですが、「債権確定手続」と呼ばれます。この「債権確定手続」は、個別争点をなるべく簡易かつ迅速に処理するために、「簡易確定手続」と呼ばれる一種の非訟手続で行うのが原則です。したがって、「債権確定『訴訟』」ではなく、「債権確定『手続』」と呼ばれます。ただし、実体的な権利義務の確定は、当事者の裁判を受ける権利（憲法三三二条）を守るために、当事者が望めば最終的には訴訟で確定する必要があります。そこで、簡易確定手続における裁判としての「簡易確定決定」に対して当事者が異議を述べれば、通常の訴訟に移行する仕組みとなっています。

### 2 当事者適格

日本版クラスアクションは原告適格が限定されております。すなわち、特定適格消費者団体のみが原告となることができるという制度設計です。現在、消費者団体訴訟を提起するための適格認定を受けている消費者団体が全国で一一団体あります。しかし、日本版クラスアクションの原告になるには、従来の差止請求訴訟を行うための適格認定だけでは不十分です。すでに認定を受けている「適格消費者団体」が、新たに内閣総理大臣に対して

申請をして、日本版クラスアクションのための適格認定を重ねて取得する必要があります。このようにして、二重の適格指定を受けた団体を「特定適格消費者団体」と呼びます。日本版クラスアクションの原告適格を適格消費者団体に与えるという考え方については、私自身、かなり早い時期に論文等で提案したことがあります<sup>(6)</sup>。このように、行政による認定を受けた特定の団体に原告適格を限定する案のメリットは、アメリカのクラスアクションにみられるような、裁判所による事件ごとの適格認定のための手続を不要にすることです。これによって、弁護士が儲かりそうな事件を探してきて、みずから原告となって濫訴を行うといった事態を避けることができます。しかし、他方で、原告となり得る者が過度に限定されるのではないかとの問題があります。そこで、私は、理想的には、適格団体に原告適格を付与する制度と、被害を受けた消費者も一定の要件を満たせば原告適格を得られる制度を併用すべきだと考えております。これは、将来の課題ということになります。

### 3 認定要件

「特定適格消費者団体」としての認定に際しては、集団的被害回復業務を適切に遂行できる能力を有しているかどうかを審査されます。そのための認定要件は、概ね、以下のとおりです。第一は、すでに適格消費者団体としての認定を受けており、その当事者適格を使って、差止請求の団体訴訟をある程度継続して適正に行った実績があることです。第二は、消費者被害の回復に関係する業務を適正に遂行するために必要な体制、業務規程、経理的基礎等が適切に整備されていることです。第三は、消費者被害の回復に関係する業務の執行を決定する機関として理事会が置かれ、かつ、理事のうちの一人以上が弁護士であることです。第四に、支払いを受ける報酬や費用などを含む金銭の管理等を定めた業務規程が置かれていることです。すでに存在する差止請求訴訟では、適格消費者団体は団体訴訟によってお金を受け取ることはないのに対し、日本版クラスアクションではお金を扱う

ことになるからです。これらが特定適格消費者団体としての認定を受けるための主要な要件ですが、これら以外にもいくつかの要件が置かれています。

### 三 日本版クラスアクションの対象事案

ブラジルの集団訴訟、いわゆるブラジル版クラスアクションは、対象事案の限定はほとんどなく広範な事件を対象とすることができます。それどころか、訴訟の対象にすることが難しい拡散性の高い権利や利益も広く対象にすることができる制度です。それに対し、わが国における今回の日本版クラスアクションは、対象事案が狭く絞り込まれており、残念ながら汎用性のある集合訴訟制度とはいえません。

具体的には、事業者が消費者に対して負う金銭の支払債務であって、消費契約に関するもののうち、次の五つものに限られています。すなわち、①契約上の債務の履行の請求、②不当利得に関する請求、③契約上の債務の不履行に基づく損害賠償の請求、④瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求、⑤不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求です。<sup>(7)</sup>このように、日本版クラスアクションの対象事案は、消費契約に関するトラブルを原因とする事件のみであり、しかも、そのうちの一部だけということになります。また、他方において、①消費者契約の目的となるもの以外の財産が滅失または損傷したことによって拡大的に生じた損害（拡大損害）、②消費者契約の目的物の提供があれば得るはずであった利益を喪失したことによる損害（逸失利益）、③人の生命または身体を害されたことよって生じた損害（人身損害）、④精神上的の苦痛を受けたことによる損害（慰謝料）などは、明示的に対象事案から外されています。<sup>(8)</sup>

したがって、不法行為に基づく損害賠償請求であっても、純粋な事故に基づくものは除外されることになりま

す。たとえば、一般の福島原発事故のような出来事によって放射能による農作物の被害や風評被害を受けたとしても、それは契約上の事件ではないので、日本版クラスアクションの対象にはなりません。また、たとえ消費者契約に関するトラブルであっても、人の生命や身体に関して生じた損害も除かれていますので、航空機事故や列車事故によって大勢の被害者が出た事件なども、日本版クラスアクションでは基本的に対応できません。あるいは、消費者が購入した製品の事故などによって、それらの物品を購入した消費者のみならず、周囲の人や家族などに拡大損害が生じた場合にも、その拡大損害の部分は対象とはなりません。さらに、立法段階で議論になったインターネット等における個人情報流出事案についても、それが消費者契約の目的となるものに関して生じた損害といえる場合には対象事案となりますが、そうでない場合には除外されることとなります。また、個人情報の流出事案では、財産的な被害ではなく精神的苦痛が損害という場合も少なくありませんが、慰謝料は除外されていますので、その場合は消費者契約に関するものであっても日本版クラスアクションの対象とはならないこととなります。

このように、今回の日本版クラスアクションが及ぶ射程はかなり限られています。集合訴訟の本来の理屈からいうと、先ほどのような事件を除外すべき理論的な理由は考えにくいところですが、比較法の観点からみても、これほど対象事案を狭く絞り込んだ集合訴訟制度は、世界的に珍しいと思われれます。それにもかかわらず、このような限定が設けられたのは、日本における消費者庁の所管の範囲や多くの消費者団体の現状や意識などが少なからず関係しています。すなわち、通常の不法行為事件や人身被害事件は法務省の所管であり、消費者庁はそうした事件を所管する官庁ではありません。また、日本版クラスアクションを担う消費者団体の多くは、これまで消費者契約法上の事件を扱ってきており、通常の不法行為事件や人身被害事件にはあまりタッチしない傾向にあります。こうしたことが、対象事案が絞られている理由の一つです。また、もちろん、日本版クラスアクションの

拡大に反対している経済界や公的機関の意向に対しての配慮という側面もあることは間違いないところでしょう。すでに法案が国会に提出されている現段階でも、経済界などは立法そのものに消極的な態度をとっており、政治的には、対象事案がある程度絞り込まないと、制度の実現自体が危うくなるという考慮もあつたのではないかと思います。

#### 四 一段階目の手続

それでは、日本版クラスアクションの中身をもう少し踏み込んで詳しくみていくことにしたいと思います。一段階目の手続は、先ほどから述べておりますように、共通義務確認訴訟<sup>(9)</sup>です。これは、被告の共通義務の有無および内容を判断して確認判決を出すための手続です。共通義務とは、「事業者が、相当多数の消費者に対して、消費者に共通する事実上および法律上の原因に基づき、金銭支払義務を負うべき債務」<sup>(10)</sup>です。つまり、すべての対象債権に共通する争点であるところの被告の責任のことです。一段階目の手続では、まず、こうした共通争点に判断対象を絞り込んで紛争解決の効率を上げるとともに、事件によっては、責任が認められた被告から和解を引き出すことによって、個別争点の審理に移ることなく事件を解決することも期待できます。この共通義務確認訴訟は、特定適格消費者団体が、対象消費者などからの授権や委任を受けることなく、その団体の独自の判断において、被告の企業等に対して訴えを提起することができます。そのあたりが、今回の制度が日本版クラスアクションと呼ばれる理由でしょう。この一段階目の手続に対象消費者が訴訟参加することができるかどうかという問題が、専門調査会で議論されました。理論的には、対象消費者の参加を認めるという制度設計は十分にあり得ます。しかし、一段階目の手続を複雑にするので望ましくないなどの理由により、消費者個人による訴訟

参加は認めないものとされました。

一段階目の共通義務確認訴訟の確定判決が誰に及ぶかが、この仕組みの最大のポイントですが、次のようになります。<sup>(11)</sup>まず、原告である特定適格消費者団体と被告である企業等に確定判決の既判力が及ぶことは当然であり、この点は、通常の民事訴訟における既判力の主観的範囲と同じです。<sup>(12)</sup>さらに、それに加えて、当該事件の対象消費者であって二段階目の手続に届出をした消費者にも、共通義務確認訴訟の確定判決の既判力が及びます。<sup>(13)</sup>これによって、一段階目の共通義務確認訴訟の結果を二段階目の手続で利用することが可能となります。二段階目の手続は、原告が一段階目の訴訟で勝訴した場合(被告による請求の認諾を含む)か、あるいは、勝訴と同じ内容の和解が成立した場合にのみ開始されますので、結果的には、一段階目の判決のうち、勝訴判決の結果のみが拡張されるようにみえます。他方、一段階目の判決で原告である特定適格消費者団体が敗訴した場合には、対象消費者は、その判決にかかわらず、以後も自由に同一の被告を相手に損害賠償請求等の訴訟を提起することができます。そこで、この制度は、既判力の片面的拡張を認めたものだという説明がなされることがあります。たしかに、結果的には、それと同じような現象が生じますが、理論的には、既判力の片面的拡張ではありません。なお、かりに一段階目の判決が勝訴であったとしても、その内容に不満がある対象消費者は、二段階目の手続に届出をしないことによって、自分で独自に訴訟を提起することもできます。

## 五 二段階目の手続

### 1 二段階目の手続の概要

二段階目の手続は、対象債権の確定手続です。<sup>(14)</sup>すなわち、一段階目の手続によって被告に責任があることが確

定したことを受けて、誰にいくらを支払うかを確定する手続です。この対象債権の確定のための事実関係や証拠資料は、対象債権ごとに異なることとなりますので、これを普通の訴訟で行うと時間や手間がかかります。そこで、原則として書面審理を中心とした簡易な手続で行う仕組みがとられています。これは簡易確定手続と呼ばれます。簡易確定手続は、届出債権の内容について当事者の認否が一致すれば、その認否の内容で確定します。これに対し、事業者の認否の内容を特定適格消費者団体が争う場合には、裁判所が決定で判断します。これを簡易確定決定と呼んでいます。簡易確定決定の証拠調べは原則として書証に限られています。<sup>(15)</sup> 当事者が簡易確定決定の内容に不服があるときは、異議の申立てをすることができます。異議の申立てがあると、簡易確定決定は効力を失い、<sup>(16)</sup> 債権届出のときに訴えの提起があったものとみなされて、訴訟手続へと移行します。<sup>(17)</sup> 他方、適法な異議の申立てがないときは、簡易確定決定は確定判決と同一の効力を有します。<sup>(18)</sup> 以上が、二段階目の手続の文字どおりの概要ですが、二段階目の手続は一段階目よりもやや複雑であり、条文の数も圧倒的に多いので、手続の流れに沿って、もう少し詳しくみていきたいと思います。

## 2 簡易確定手続の開始

簡易確定手続が開始されるのは、①一段階目の共通義務確認訴訟において原告勝訴の判決が確定したとき、②一段階目の共通義務確認訴訟において被告が請求を認諾したとき、③一段階目の共通義務確認訴訟において原告勝訴と同様の内容の和解が成立したときです。<sup>(19)</sup> これらの場合には、一段階目の共通義務確認訴訟を進行した特定適格消費者団体が、一段階目の被告を相手方として、一段階目の第一審の終局判決を担当した地方裁判所に簡易確定手続の申立てをすることになります。一段階目の共通義務確認訴訟を担当した特定適格消費者団体は、正当な理由がある場合を除き、一段階目の判決確定から一か月以内に、簡易確定手続開始の申立てをする義務を負っ

ています<sup>(20)</sup>。簡易確定手続の申立てを行った特定適格消費者団体は、簡易確定手続申立団体（以下、「申立団体」という）と呼ばれます。

簡易確定手続の申立てを受けた裁判所は、その申立てが不適法であるときまたは費用の予納がないときを除いて、簡易確定手続開始の決定をします<sup>(21)</sup>。また、それと同時に、対象債権の届出期間とその届出に対する被告の認否期間を定めます<sup>(22)</sup>。つまり、最初のステップとして、二段階目の手続に参加する対象消費者を募集するための手続をとることから始めるのです。対象消費者を募集するためには、そのことを周知する必要があります。そこで、裁判所は、簡易確定手続開始決定の主文、対象債権、対象消費者の範囲、届出期間、認否期間などの必要事項を、官報に掲載して公告します<sup>(23)</sup>。また、申立団体も、同様に周知の手続をとる必要があります。具体的には、届出期間の末日の一月前までに、知っている対象消費者に対し、所定の事項を書面または電子メールなどの方法によって通知するとともに、知れていない対象消費者のために、所定の事項を相当な方法により公告しなければなりません<sup>(24)</sup>。

さらに、対象消費者の募集の実施を確保するために、簡易確定手続の相手方（一段階目の共通義務確認訴訟の被告）にも、一定の協力義務が課されています。具体的には、まず、相手方は、申立団体からの求めがあるときは、インターネットの利用や会社の営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示する方法などにより、所定の事項を公表しなければなりません<sup>(25)</sup>。また、相手方は顧客のリストについて、その情報を開示する義務を負います。すなわち、相手方は、対象消費者の氏名や住所等が記載された文書やコンピュータの記録を持っており、これは、届出期間中に申立団体から求めがあれば、それを当該申立団体に開示しなければなりません<sup>(26)</sup>。相手方が、これに応じないときは、申立団体は、裁判所に対し、情報開示命令の申立てをすることができま<sup>(27)</sup>。

### 3 簡易確定手続の実施

二段階目の手続によって自分の債権を裁判手続で確定することを望んでいる対象消費者は、二段階目の手続に参加するために申立団体に授權を行う必要があります。つまり、二段階目の手続は一種のオプトイン手続ということになります。対象消費者から授權の申出を受けた申立団体は、その者と簡易確定手続の授權契約を締結しますが、やむを得ない事由があるときを除いて、授權契約の締結を拒絶することはできません<sup>(28)</sup>。申立団体の恣意的な判断によって救済を受けられない対象消費者が出ることを防ぐための規律です。こうして授權を受けた申立団体は、対象債権を裁判所に届け出ることになります<sup>(29)</sup>。つまり、対象債権の届出は、常に対象債権者が申立団体に授權をして行うことが必要であり、対象債権者がみずから行うことはできません<sup>(30)</sup>。これは、手続が煩雑になる事態を避けるための規律です。申立団体からの届出がなされると、裁判所書記官は届出消費者表を作成します<sup>(31)</sup>。届出消費者表にはそれぞれの届出債権の内容が記載されます。簡易確定手続は、この届出消費者表に基づいて行われます。

簡易確定手続では、個別の届出債権が訴訟手続よりも簡易な非訟手続によって審理・確定されます<sup>(32)</sup>。まず、相手方は、届出期間内に債権届出があった届出債権について、認否期間内に認否をします。この場合の認否とは、届出債権を届出どおりの内容であると認めるか、それとも認めることを拒否するかという応答のことです。認否期間内に認否がないときは、届出債権の内容を認めたものとみなされます<sup>(33)</sup>。相手方が、届出債権の内容の全部を認めたときは、届出債権は届出の内容どおりに確定します<sup>(34)</sup>。相手方が、届出債権の一部でも否認したときは、申立団体は、認否期間の末日から一か月以内にその認否を争うかどうかの判断をしなければなりません。申立団体が、認否を争う旨の申出をこの期間内にしないときは、届出債権の内容は、届出債権の認否の内容どおりに確定することになります<sup>(35)</sup>。以上のいずれかの方法によって確定した届出消費者表の記載は、確定判決と同一の効力を

有します<sup>(36)</sup>。

相手方が、届出債権の内容の一部または全部を否認し、申立団体も相手方の認否を争うときは、裁判所が、債権の簡易確定決定をすることになります<sup>(37)</sup>。この簡易確定決定の審理手続では、裁判所は、当事者双方を審尋するとともに、証拠調べをします。ただし、証拠調べは、原則として書証のみに限られます<sup>(38)</sup>。請求を認容する簡易確定決定、すなわち届出債権の支払を命ずる簡易確定決定については、必要があると認めるときは、裁判所は申立によりまたは職権で、仮執行宣言を付けることができます<sup>(39)</sup>。

#### 4 異議による通常訴訟への移行

特定適格消費者団体、届出消費者、被告は、簡易確定決定の内容に不服があれば、簡易確定決定の決定書の送達の日から一か月以内に、その簡易確定決定をした裁判所に対して異議の申立てをすることができます<sup>(40)</sup>。このように、異議の申立ては上級裁判所への上訴ではなく、簡易な手続を行った同一の裁判所に対して本格的な訴訟手続による再審理を求めるものです。

この異議の申立てがないときは、簡易確定決定は確定判決と同じ効力を有するものとなります<sup>(41)</sup>。他方、この異議の申立てがあつたときは、簡易確定決定はその効力を失います。そして、債権届出がなされた請求は、その債権届出の時に届出団体を原告として簡易確定決定をした裁判所に訴えの提起があつたものとみなされます<sup>(42)</sup>。これによって、当該事件は通常の訴訟手続に移行することになります。

異議による通常訴訟への移行後は、普通の訴訟と同様の手続によって審理が続行されます。届出団体は、異議後の訴訟を進行するには、届出債権者から再度の授權を得る必要があります<sup>(43)</sup>。簡易確定手続と訴訟手続では審理の方法や内容が異なるので、簡易確定手続の授權だけでは不十分だからです。異議後の手続において、裁判所が

簡易確定決定と同一の判断に達した場合、簡易確定決定における届出債権支払命令を認可する判決をします。<sup>(44)</sup> 他方、それ以外の判断になった場合は、仮執行宣言を付けた届出債権支払命令を取消し、その新たな判断に基づく判決をすることになります。

- (1) 同法律案は、二〇一三年四月一九日に閣議決定され、同日、国会（第一八三回国会）に内閣提出法案（閣第六〇号）として提出された。これに伴い、消費者庁は、同日、同法律案および関連資料を同庁のウェブサイトに公表した。  
<http://www.caa.go.jp/planning/index14.html> 参照。
- (2) 同報告書は、内閣府国民生活局から関係業務を引き継いだ消費者庁から二〇〇九年一〇月に公表された。  
<http://www.caa.go.jp/planning/pdf/torinatome.pdf> 参照。
- (3) 同報告書は、次のURLから入手可能。  
[http://www.cao.go.jp/consumer/history/01/kabusoshiki/shudan/doc/001\\_101028\\_shiryou2-2-2.pdf#search=%27%E9%9B%86%E5%9B%A3%E7%9A%84%E6%B6%88%E8%B2%BB%E8%80%85%E8%A2%AB%E5%AF%B3%E6%95%91%E6%B8%88%E5%88%B6%E5%BA%A6%E7%A0%94%E7%A9%B6%E4%BC%9A%27](http://www.cao.go.jp/consumer/history/01/kabusoshiki/shudan/doc/001_101028_shiryou2-2-2.pdf#search=%27%E9%9B%86%E5%9B%A3%E7%9A%84%E6%B6%88%E8%B2%BB%E8%80%85%E8%A2%AB%E5%AF%B3%E6%95%91%E6%B8%88%E5%88%B6%E5%BA%A6%E7%A0%94%E7%A9%B6%E4%BC%9A%27)
- (4) 同専門調査会の議事録や会議資料は、<http://www.cao.go.jp/consumer/history/01/kabusoshiki/shudan/> 参照。
- (5) 同報告書は、前掲注(4)のURLから入手可能。
- (6) 三木浩一「多数当事者紛争の処理」ジュリスト一三一七号（二〇〇六年）四四頁参照。
- (7) 法案三条一項一号～五号参照。なお、これらに附帯する利息または損害賠償の請求も対象事案に含まれる。
- (8) 法案三条二項参照。
- (9) 法案三条～一条参照。
- (10) 法案二条四号参照。
- (11) 法案九条参照。
- (12) 民事訴訟法一一五条一項一号参照。

- (13) なお、共通義務確認訴訟の確定判決の既判力は、当該共通義務確認訴訟の当事者以外の特定適格消費者団体にも及ぶ。他の特定適格消費者団体が同一の訴えを繰り返し提起することなどを防止するためである。法案九条参照。
- (14) 法案一二条、六四條参照。
- (15) 法案四五條一項参照。
- (16) 法案四六條五項参照。
- (17) 法案五二條参照。
- (18) 法案四六條六項参照。
- (19) 法案一二條参照。
- (20) 法案一四條、一五條参照。
- (21) 法案一九條参照。
- (22) 法案二一條参照。
- (23) 法案二二條参照。
- (24) 法案二五條、二六條参照。
- (25) 法案二七條参照。
- (26) 法案二八條参照。
- (27) 法案二九條参照。
- (28) 法案三三條一項参照。
- (29) 法案三〇條一項、二項参照。
- (30) 法案三〇條一項参照。
- (31) 法案四一條参照。
- (32) 法案四一條、四七條参照。
- (33) 法案四二條二項参照。
- (34) 法案四二條三項参照。

- (35) 法案四七条一項参照。
- (36) 法案四二条五項、四七条二項参照。
- (37) 法案四四條参照。
- (38) 法案四五條二項参照。
- (39) 法案四四條四項参照。
- (40) 法案四六條一項、二項参照。
- (41) 法案四六條六項参照。
- (42) 法案五二條一項参照。
- (43) 法案五三條一項参照。
- (44) 法案五五條一項参照。
- (45) 法案五五條二項参照。